


報道機関各位

令和元年(2019年)11月29日(金)15時00分 配付

<p>項目</p>	<p>不当な請求を行っている事業者に関する情報提供について</p>
<p>配付資料</p>	<p>プレスリリース、はがき(写)</p>
<p>内容及び報道に当たってのお願い</p>	<p>道内では、本人に身に覚えのない債務をはがきで請求する行為、いわゆる「架空請求」に関する苦情相談が急増しています。</p> <p>北海道では、消費者に根拠のない不当な請求を行う事業者について、事業者名・請求に使用されているはがき等(写)をホームページに掲載し、注意喚起を行っておりますが、この度、別紙のとおり事業者を追加したので、お知らせします。</p> <p>※ 北海道のホームページ 「不当請求事業者名等の情報提供」  <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm</a></p> <p>[架空請求があったときの対応方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身に覚えのない請求には一切応じない</li> <li>・お住まいの市町村消費生活相談窓口へ相談・情報提供</li> <li>・はがきやメールなどの請求文書は証拠として、念のため保存</li> <li>・脅迫や悪質な取り立てにあった、また支払ってしまったときは警察へ相談</li> </ul> <p>インターネットを利用なさっていない道民の方も多いため、不当な請求を行っている事業者名や請求に使用された文面等を併せて掲載いただくことにより、一層の消費者被害の防止となります。</p> <p>積極的な報道にご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。</p>
<p>他のクラブとの関係</p>	<p>11月21日、道政記者クラブにて報道提供</p>
<p>担当窓口</p>	<p>環境生活部くらし安全局消費者安全課          表示・取引適正化グループ(担当：古川)          電話 011-204-5213(直通)</p> <hr/> <p>オホーツク総合振興局保健環境部環境生活課          課長 大月 淳          電話 0152-43-0626(直通)</p> 

不当な請求を行う事業者に関する情報提供について

令和元年11月21日  
環境生活部消費者安全課

道では、北海道消費生活条例第17条の2の規定に基づき、不当な請求を行っている事業者名等について、平成16年11月19日からホームページに掲載し、道民への注意喚起を行っています。

今回、新たに次の事業者を不当な請求を行っている事業者として追加しましたので、情報提供します。

1 情報提供する事業者名等

事業者名	所在地
法務省管轄支局 民間訴訟告知センター	東京都千代田区内幸町1丁目1-7

2 消費者等に送付されてきた文書  
別紙写しのとおり

3 道のホームページ更新日  
令和元年11月21日(木)  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm>

4 これまで情報提供してきた事業者数(今回情報提供分を含む。)  
264社

